

生活保護

日本国憲法は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障し、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第 25 条）と規定しています。

この憲法によって保障された生存権を実現するための制度のひとつとして制定されたのが生活保護制度です。

生活保護は、生活に困窮する人に対し、誰でも無差別に最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的としています。もちろん無差別といっても、利用できる資産がある場合や稼働能力のある場合には、それを活用する必要がありますし、民法上の扶養義務者の扶養や他の法律・制度に定める扶助が期待できる場合には、すべて生活保護に優先して行われます。

つまり生活保護を受けるためには、まず各自が能力に応じた最善の努力をすることが必要で、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合、初めて保護が適用されるわけです。このような考え方を「補足性の原理」と言い、生活保護においては極めて重要な考え方となっています。

生活保護は、原則として要保護者又は扶養義務者等からの申請に基づいて開始されますが、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。申請があると、地区担当員（ケースワーカー）がその家庭を訪問し、保護が必要かどうかの調査をします。保護が必要となった場合には、居宅において金銭給付を行うのが原則ですが、居宅での保護が困難なときは、病院や施設等で保護することになります。

1 保護の動向

保護率の推移をみると、昭和 60 年 3 月の 8.3%から年々減少し、平成 4 年 7 月で 4.4%と最も低い保護率となりました。しかし、その後増加傾向を示し平成 26 年 3 月は 12.1%となり、令和 2 年 3 月の保護率は 9.6%となっています。保護世帯数は、昭和 60 年 4 月の 1,130 世帯をピークとして減少し、平成 3 年 9 月で 648 世帯となり、6 年間で 482 世帯減少しました。その後、横ばい状態から増加に転じ平成 26 年 4 月には 2,211 世帯となり最高値となりました。しかし、その後から減少傾向を示し、令和 2 年 3 月には 1,916 世帯となりました。

開始、廃止世帯の動向では、昭和 60 年度以降、廃止世帯が開始世帯を上回っていましたが、平成 5 年度から逆転し、平成 21 年度には開始世帯が廃止世帯を約 189 世帯上回りました。令和元年度は、開始 163 世帯、廃止 216 世帯でした。

（生活福祉課）

2 保護の内容

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられています。

① 生活扶助

生活扶助は、日常生活を営むうえで必要な飲食物費・被服費・光熱水費・家具什器費などで、この基準には一般的・共通的な基準生活費と妊産婦・障害者等が特別な経費に充てるための加算とがあります。

② 住宅扶助

住宅扶助は、借家や借間住まいの人に対する家賃や間代、自家居住者の地代などです。また家屋の畳・建具・水道設備などの破損部分の、補修費も含まれます。

③ 教育扶助

教育扶助は、義務教育就学中の児童・生徒の教育に要する一切の経費です。したがって、副読本・ワークブック等の図書購入費、学校給食費、また交通費等も含んでいます。

④ 医療扶助

医療扶助は、疾病や負傷に必要な給付を行うもので原則として現物給付です。通院・入院・投薬や手術のほか、治療材料、また医師の同意などの条件を満たせば施術が対象となる場合もあります。

⑤ 介護扶助

介護扶助は、介護サービスを受けるときの給付で、原則として介護券等による現物給付です。居宅介護、福祉用具の給付、住宅改修、施設介護などを受けることができます。平成12年度に、介護保険制度の施行に伴い新設されました。

⑥ 出産扶助

出産扶助は、出産に伴う諸々の経費ですが、入院して分娩する場合の入院料も含まれます。

⑦ 生業扶助

生業扶助は、保護を受けている人が小規模な事業を営むために必要な整備や運営に要する生業費、就業するための技能を修得する場合の授業料や交通費に要する技能習得費、就職が確定した新規就職者が洋服などの購入費に充てる就職支度金があります。

⑧ 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている人が死亡した場合の葬祭費ですが、単身の保護者が死亡した場合には、その人の葬祭を現実に行う人に支給されます。

これらに加えて、臨時的に特別な需要が生じた場合に、被服費、家具什器類、移送費、入学準備金などの一時扶助を行います。

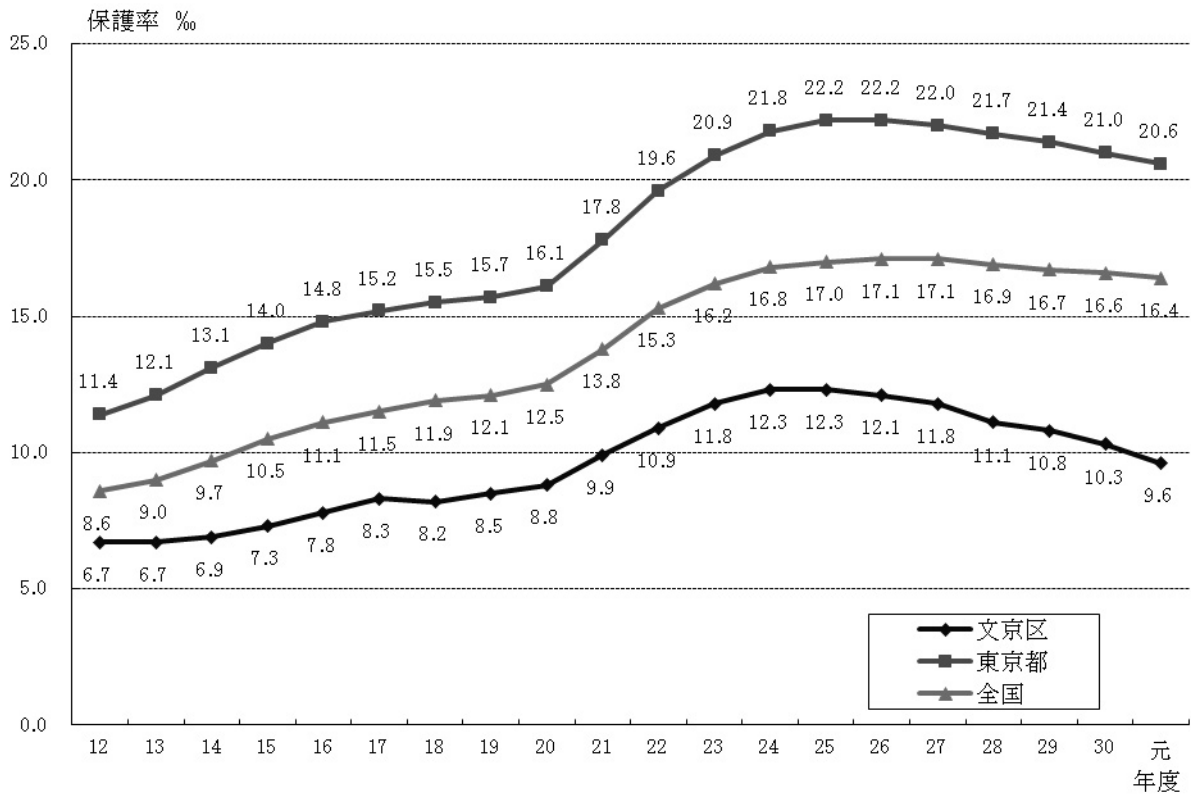
(相談件数、上段：延件数・下段：実件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活保護	937	835	891	726	503
	511	483	559	598	448
路上生活者	1,029	1,190	1,095	935	746
	305	277	252	207	170
その他	15	15	17	21	14
合 計	1,981	2,040	2,003	1,682	1,263
	816	760	811	805	618

(生活福祉課)

ア 被保護者の動向 (保護率=1000 分比)

当該年度における月平均



イ 生活保護扶助費の執行状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活扶助費	1,580,310	30.9	1,521,769	30.7	1,463,825	29.3	1,349,042	27.9	1,269,183	27.7
住宅扶助費	1,152,534	22.5	1,112,020	22.5	1,101,302	22.0	1,072,486	22.1	1,037,279	22.7
教育扶助費	9,092	0.2	8,148	0.1	6,793	0.1	5,590	0.1	3,040	0.1
介護扶助費	169,019	3.3	172,184	3.5	192,822	3.8	192,007	4.0	195,684	4.3
医療扶助費	2,126,872	41.5	2,069,052	41.8	2,174,931	43.3	2,146,967	44.3	2,006,943	43.8
出産扶助費	0	0.0	0	0	171	0	0	0	0	0.0
生業扶助費	5,500	0.1	5,547	0.1	5,146	0.1	2,992	0.1	1,649	0.0
葬祭扶助費	14,359	0.3	12,241	0.2	11,425	0.2	13,531	0.3	15,326	0.3
施設保護費	14,800	0.3	12,616	0.3	16,115	0.3	12,844	0.3	10,246	0.2
施設事務費	44,618	0.9	37,901	0.8	47,387	0.9	45,293	0.9	39,440	0.9
計	5,117,104 千円	100.0 %	4,951,478 千円	100.0 %	5,019,917 千円	100.0 %	4,840,752 千円	100.0 %	4,578,790 千円	100 %

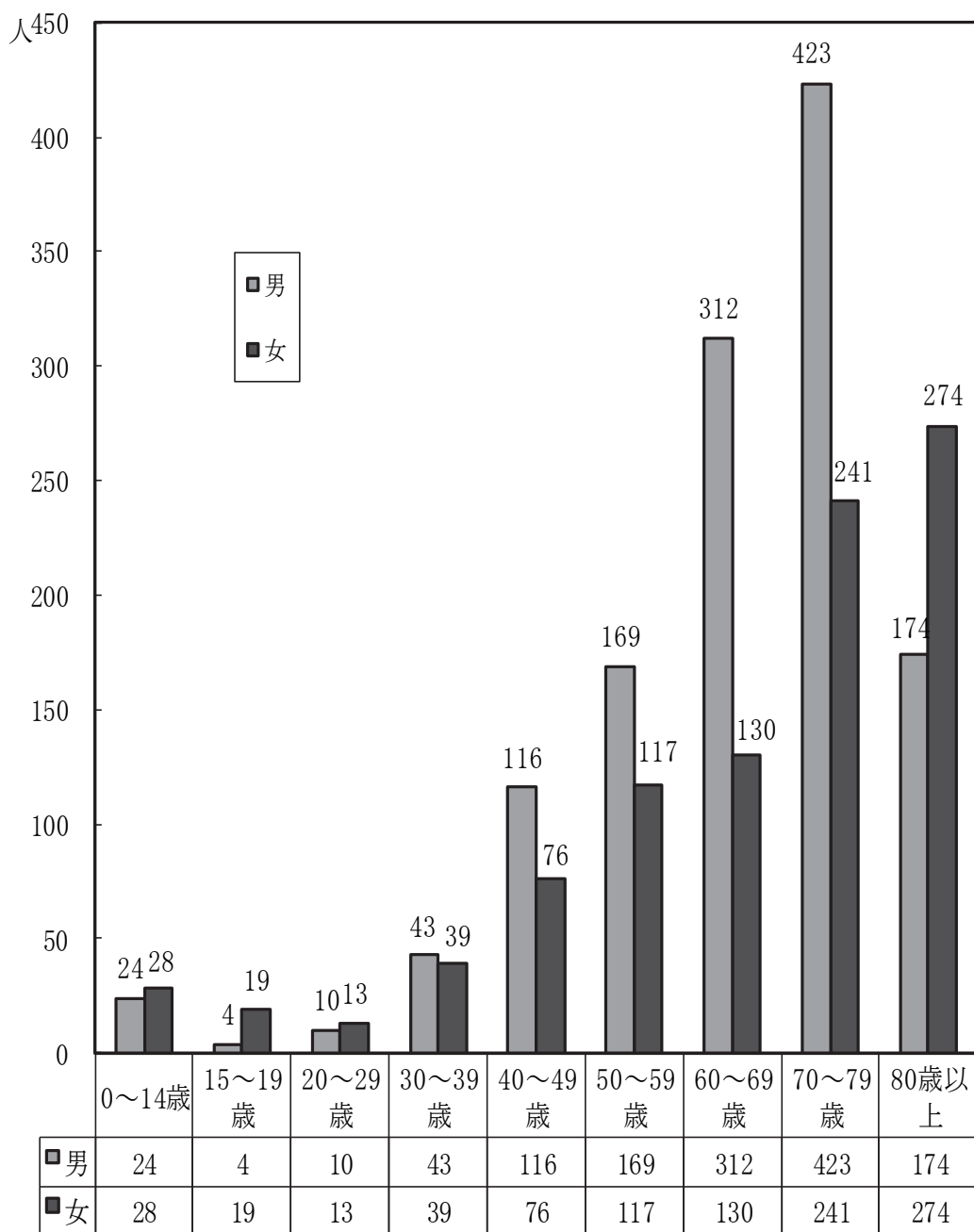
ウ 被保護者人口の動態

文京区の被保護者人口の推移は、平成4年以降増加の傾向にありましたが、平成26年には減少傾向に転じました。

被保護者調査（各年度7月31日現在）（ ）内構成比

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総数	2,459 人 (100%)	2,377 人 (100%)	2,366 人 (100%)	2,294 人 (100%)	2,212 人 (100%)
男	1,375 人 (55.9%)	1,353 人 (57%)	1,342 人 (56.7%)	1,315 人 (57.3%)	1,275 人 (57.6%)
女	1,084 人 (44.1%)	1,024 人 (43%)	1,024 人 (43.3%)	979 人 (42.7%)	937 人 (42.4%)

エ 被保護者の男女別年齢構成図（令和元年7月31日現在）



総 数 2,212 人 男 1,275 人 女 937 人

オ 保護の実施状況

(ア) 保護世帯・人員及び扶助別数

(当該年度月平均)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護者	世帯数	2,157	2,080	2,061	2,008	1,944
	人員	2,472	2,367	2,339	2,267	2,162
	世帯指数	99	96	99	97	97
保護率%	文京区	11.8	11.1	10.8	10.3	9.6
	東京都	22.1	21.7	21.4	21.0	20.6
	全国	17.1	16.9	16.7	16.6	16.4
生活扶助	世帯	1,853	1,792	1,761	1,698	1,640
	人員	2,124	2,043	1,997	1,905	1,804
住宅扶助	世帯	1,890	1,832	1,806	1,760	1,713
	人員	2,159	2,091	2,055	1,987	1,901
教育扶助	世帯	46	40	37	33	23
	人員	59	55	49	43	28
介護扶助	世帯	396	400	435	459	463
	人員	402	406	445	470	473
医療扶助	世帯	1,790	1,734	1,719	1,684	1,630
	人員	1,981	1,916	1,896	1,850	1,764
出産扶助	世帯	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
生業扶助	世帯	25	24	24	18	10
	人員	28	26	26	20	12
葬祭扶助	世帯	7	6	5	7	8
	人員	7	6	5	7	8
計	世帯	6,007	5,828	5,787	5,659	5,487
	人員	6,760	6,543	6,473	6,282	5,990

(イ) 被保護世帯類型 (各年度 3 月実績)

(単位：世帯)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 傷病・障害世帯	551	486	443	429	410
2 高齢者世帯	1,228	1,238	1,267	1,231	1,205
3 母子世帯	55	52	51	43	34
4 その他の世帯	298	296	272	284	267
計	2,132	2,072	2,033	1,987	1,916

(ウ) 被保護世帯労働類型 (各年度 3 月実績)

(単位：世帯)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 働いている者のいない世帯	1,800	1,742	1,690	1,628	1,584
2 世帯主が働いている世帯※	302	302	313	327	310
3 世帯主は働いていないが、 世帯員は働いている	30	28	30	32	22
計	2,132	2,072	2,033	1,987	1,916

※ 世帯主が働いている世帯の内訳

(単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 常用労働者	174	148	141	126	107
2 日雇労働者	49	58	68	78	75
3 その他就労者	71	89	101	120	125
4 内職者	8	7	3	3	3
計	302	302	313	327	310

(エ) 保護の開始・廃止

(単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請	312	274	244	252	180
取下	6	4	8	8	13
却下	4	3	6	9	6
開始	293	255	230	230	163
廃止	322	273	253	236	216

(オ) 保護開始・廃止理由別構成

保護開始理由別構成

(単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 世帯主の傷病	109	109	94	106	73
2 世帯員の傷病	0	3	3	2	6
3 働いていた者の死亡・離別・不在	1	2	2	0	0
4 1.2によらぬ収入減少・喪失	133	114	105	96	59
5 年金・仕送り等の減少・喪失	3	8	9	3	8
6 その他	47	19	17	23	17
計	293	255	230	230	163

保護廃止理由別構成

(単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 世帯主の傷病治癒	0	2	1	0	0
2 世帯員の傷病治癒	0	0	0	1	0
3 死亡・失踪	152	137	108	126	117
4 1.2によらぬ収入増加・取得	55	47	29	20	27
5 年金・仕送り等の増加	11	8	9	1	6
6 その他	104	79	106	88	66
計	322	273	253	236	216

カ 医療券発行状況

生活保護法による医療扶助の診察、投薬、医学的処置、手術その他の給付及び病院等への入院は特別の場合を除き、医療券等の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入院	医 科	2,168	2,019	2,217	2,539	1,899
	計	39,223	36,867	37,445	35,954	35,236
入院外	歯 科	7,748	7,323	6,908	7,042	6,938
	治療材料	40	117	136	122	103
	訪問看護	282	300	349	470	512
	移 送	0	0	0	0	0
	マッサージ	29	40	36	53	70
	薬 局	33,174	32,446	32,158	31,065	30,506
	柔道整復	7	18	22	9	0
	はり・きゅう	9	19	24	35	31
	計	80,512	77,130	77,078	74,750	73,396
	合 計	83,027	82,680	79,149	77,289	75,295

キ 介護券発行状況

生活保護法による介護扶助の給付は、特別の場合を除き介護券の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

介護券発行枚数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	15,245	14,262	17,507	18,527	18,825

ク 嘱託医の活動状況

生活保護法による医療扶助の適正な実施をはかるため「文京区嘱託医設置要綱」に基づき嘱託医が福祉事務所に配置されています。嘱託医は、一般科及び精神科の会計年度任用職員で医療扶助に関し、指定医療機関から提出される各給付要否意見書の内容についての技術検討や、要保護患者に対する指導又は検診及び指定医療機関に対する指導等の事務を行っています。

嘱託医取扱い件数

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要 否 意 見 書 審 査 数	入院	結 核	0	0	0	0	0
		精 神	165	143	174	155	136
		他の疾病	876	944	940	932	824
	入 院 外		5,912	5,869	5,833	5,620	5,528
	歯 科		1,076	1,119	1,011	1,020	1,027
	治材・移送・施術		575	550	577	576	529
	看 護		68	74	78	100	111
	そ の 他		302	303	311	214	174
	合 計		9,020	8,956	8,924	8,617	8,329

3 法外援護

法律に基づく保護に加え、文京区では生活保護世帯に対し次のような独自の施策を行っています。

(1) 自立促進事業費の支給

(事業開始 平成 17 年度)

(単位：件・円)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
支給事業	支給対象 経費	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就労支援	就労支援費	13	154,983	9	102,841	8	117,400	7	116,629	8	155,909
	緊急一時 保育費	15	398,700	18	790,175	12	839,000	0	0	0	0
社会参加 活動支援	社会参加 活動支援費	12	60,000	8	39,160	0	0	0	0	0	0
地域生活 移行支援	住宅契約 関係	87	1,593,740	55	954,640	49	885,030	43	751,560	23	405,836
	高齢者等 生活環境 改善事業	11	1,179,360	7	623,916	2	124,200	6	779,314	5	805,479
	生活支援 事業	39	233,360	48	278,500	31	209,460	47	318,060	24	166,480
	住宅契約 支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債務整理 援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進 支援	健康増進 支援費	5	30,570	2	13,558	5	53,961	2	14,528	0	0
次世代 育成支援	次世代 育成支援費	41	1,241,241	34	983,484	42	1,280,152	50	1,539,433	13	844,400
計		223	4,891,954	181	3,786,274	149	3,509,203	155	3,519,524	73	2,378,104

(2) 学童服・運動着購入費用の補助

(事業開始 昭和 44 年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、学童服と運動着の購入費用を支給して就学を奨励しています。

学童服購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
学 童 服	支給単価	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	
	件 数	小学生	27	28	32	28	18
		中学生	22	14	8	9	6
		計	49	42	40	37	24
	世帯数	40	35	32	32	19	

運動着購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
運動着	支給単価	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	
	件数	小学生	28	38	39	32	19
		中学生	27	18	10	15	9
		計	55	56	49	47	28
世帯数		43	42	36	36	23	

(3) 夏季健全育成費の支給

(事業開始 昭和 63 年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、夏季休業中の各種野外活動等に参加するための準備費用を支給して、当該児童・生徒の健全な育成を図っています。

夏季健全育成費の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給額 (円)		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
件数 (人)	小学校	33	37	41	32	20
	中学校	27	18	10	15	8
	計	60	55	51	47	28
世帯数		47	41	37	37	23

(4) 中学校卒業生への自立援助金の支給

(事業開始 昭和 63 年度)

生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方へ、就職支度金を支給して自立を援助しています。なお、高等学校へ入学する方への入学支度金は、平成 17 年度から法内援護で支給することになり廃止になりました。

中学校卒業生への自立援助金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
内 容	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金
金額 (円)	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500
件数 (人)	0	0	0	0	0	0
世帯数		0	0	0	0	0

(5) 修学旅行等支度金の支給

(事業開始 平成元年度)

生活保護世帯で修学旅行等に参加する小学6年生・中学3年生に対し、修学旅行等参加支度金を支給して自立を援助しています。

修学旅行支度金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学 生	支度金	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	人 数	4	4	6	3	3
中学 生	支度金	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
	人 数	11	10	3	6	2
対象総世帯数		15	13	9	9	5

(生活福祉課)

